

第四十六回国会 衆議院 文教委員會議 録 第十五号

昭和三十九年四月一日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事長谷川 峻君

理事二宮 武夫君 理事長谷川正三君

理事三木 喜夫君

熊谷 義雄君

床次 徳二君

橋本龍太郎君

川崎 寛治君

前田榮之助君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

専門 員 田中 彰君

三月三十一日

委員前田榮之助君辞任につき、その補

欠として井岡大治君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員井岡大治君辞任につき、その補

欠として前田榮之助君が議長の名

で委員に選任された。

四月一日

理事山中吾郎君同日理事辞任につ

き、その補欠として長谷川正三君が理事に当選した。

三月二十八日

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四七号)

学校教育法等の一部を改正する法律

案(加瀬完君外四名提出、参法第一

二号)(予)

同月三十一日

私立学校振興会法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一二二号)(参

議院送付)

同月二十八日

学校栄養士設置に関する請願(江崎

真澄君紹介)(第一五六五号)

高等学校建築費等国庫補助及び日本

育英会貸与金等に関する請願外四件

(金丸徳重君紹介)(第一五六六号)

同(多賀谷真稔君紹介)(第一五六七

号)

同外二件(中村高一君紹介)(第一五

六八号)

同外二件(秋山徳雄君紹介)(第一五

九一号)

同外一件(神近市子君紹介)(第一六

一九号)

同外十二件(只松祐治君紹介)(第一

六二〇号)

同(和田博雄君紹介)(第一六二二号)

同外二件(山崎始男君紹介)(第一七

二八号)

同外十七件(只松祐治君紹介)(第一

七四八号)

同(玉置一徳君紹介)(第一七九〇号)

同(鈴木茂三郎君紹介)(第一八六一

号)

同外一件(山花秀雄君紹介)(第一八

六二号)

同(河野正君紹介)(第一八六三号)

高等学校の定時制教育及び通信教育

振興法の一部改正に関する請願(栗

山礼行君紹介)(第一六〇三号)は本

委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

私立学校振興会法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一二二号)(参

議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四七号)

○久野委員長 これより會議を開きます。

この際おはかりいたします。

理事山中吾郎君から理事辞任の申し

出があります。これを許可し、その補

欠選任につきましては先例によりまし

て委員長において指名するに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めま

す。よって、そのように決しました。

それでは長谷川正三君を理事に指名

いたします。

○久野委員長 私立学校振興会法等の

一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。八木政務次官。

私立学校振興会法等の一部を改正する法律案

第一条 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四條第四項の法人を、私立学校の」の下に「又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校(学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう)であつて政令で定めるもの」を加える。

第二十六條中「学校法人を含む」及び「当該学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四條第四項の法人」を加える。

第二条 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十三年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二分の一」を「三分の二」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由

職業に必要な技術の教授を目的とする私立各種学校が果たしている役割にかんがみ、私立各種学校を設置する学校法人等に対し、私立学校振興会が資金を貸し付けることができることとするともに、私立大学における学術の研究を促進するため、私立大学の研究設備の購入に要する経費に関する国の補助率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び夜間その他特別の時間」を、「夜間その他特別の時間」に、「並びに通信による教育」を、「及び通信による教育」に、「並びに大学の学部及び大学院」を、「大学の学部及び大学院並びに第六十九條の第二項の大学の学科」に改める。

第六十七條中「第五十七條第二項に規定する者」を「第五十二條の大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」に改める。

第六十九條の次に次の一条を加える。

第六十九條の次に次の一条を加える。

第六十九條の二 大学は、第五十二條に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができ、

前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五條第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

前項の大学は、短期大学と称する。

第二項の大学には、第五十三條及び第五十四條の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

第二項の大学には、夜間において授業を行なう学科を置くことができる。

第二項の大学を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、第五十二條の大学に編入学することができる。

第六十二條及び第六十三條の規定は、第二項の大学については適用しない。

第九十九條及び第一百十條を次のように改める。

置かれたものとみなす。

この法律の施行の際現に旧法第九十九條第一項の大学に置かれていた学科については、新法第四條の規定による設置の認可を受けることを要しない。

日本学術会議法の一部改正  
日本学術会議法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第一号中「同法第九十九條第一項の大学」を「短期大学」に改め、同項第二号中「学校教育法第九十九條第一項の大学、同法による高等専門学校」を「学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校」に改める。

私立学校法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「大学院」の下に「短期大学の学科」を加える。

第三十條第一項第三号中「高等専門学校」を「短期大学及び高等専門学校」に改める。

この法律の施行の際学校法人の設置する旧法第九十九條第一項の大学に現に置かれていた学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限りすみやかに、寄附行為をもつて定めなければならぬ。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

この法律の一部改正(国民年金法の一部改正)

国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第八号中「同法第五十四條に規定する大学の夜間の学部」の下に「若しくは同法第六十九條の二第六項に規定する短期大学の夜間の学部」を加え、同号中「これに相当する国立の学校」を「同法第六十九條の二第二項に規定する短期大学並びにこれらに相当する国立の学校」に改める。

理由  
従来暫定的な制度とされてきた短期大学を恒久的な制度とすることに伴い、短期大学の目的を明らかにするとともに、その学科組織を明確に定める等短期大学に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

八木政府委員 ただいま上程になりました二法案についてはその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず最初に私立学校振興会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、私立学校振興会法及び私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部を改正し、私立学校振興の線に沿って国の助成の拡充をはかろうとするものであります。

まず、私立学校振興会法の一部改正については、私立学校振興会の資金の融資対象を拡大し、従来からその融資

対象であった私立の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、幼稚園及び特殊教育諸学校のほかに、職業に必要な技術の教授を目的とする私立各種学校で学校法人または準学校法人の設置するものうち、政令で定めるものを加えようとするものであります。

私立各種学校には、さまざまなものがございりますが、その中で職業に必要な技術の教授を目的とするもので学校法人または準学校法人の設置するもの多くは、充実した組織内容を持ち、価値の高い職業技術の教育を行なう社会的にもきわめて意義のある役割を果たしておりますが、ことにそのうち理科系のものについては、技術者養成の緊急性にかんがみ、国の積極的な助成を行なうことが当面必要であると考えます。かような観点から融資対象の具体的な範囲、条件等を政令で定めることとしております。

次に、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正については、その補助率が従来二分の一以内であったものを三分の二以内に改めようとするものであります。これは、日進月歩の学術研究の進展に伴い、私立大学における研究設備も次第に高度のものが必要となり、これが整備には多額の経費を要しますので、この補助金の補助率を引き上げ、私立大学の財政負担を軽減しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、従来暫定的な制度と

されてきた短期大学を恒久的な制度とすることとし、これに伴い、短期大学の目的を明らかにするとともに、その学科組織を明確に定める等短期大学に関する規定を整備しようとするものであります。

現行の短期大学制度は、当分の間の暫定措置として昭和二十五年から発足したものであります。以来十四年間に年々その学校数は増加し、昭和三十一年現在では、国公私立あわせて三百二十一校を数え、また在学生は約十二万に達し、わが国の高等教育における重要な役割を果たしているのがあります。短期大学が暫定措置として置かれたものであるにもかかわらずこのような実績を示しておりますことは、この制度が四年制大学に比べ短期間の修業年限を持つ高等教育機関として、父兄、学生の経済的負担を軽減しつつ、実際の専門職業教育や女子の高等教育を施す点において、社会の要請に沿ったものであるからと考えられます。

したがって、このような短期大学の発展の実態と短期大学に対する社会的要請にかんがみ、この際明確な目的、性格を有する短期大学制度を確立し、より一そう充実した教育の展開をはかろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず第一に、従来附則に置かれていた短期大学に関する暫定規定を削除し、本則の大学の章において短期大学の目的、修業年限及び学科組織等について規定を設け、短期大学を制度的に安定させることといたしました。

第二に、短期大学は、深く専門の学

芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とする」とし、短期大学の發展してきた状態に即応してその目的を明確にする」ともに四年制大学に対する短期大学の性格を明らかにいたしましたのであります。

第三に、短期大学の修業年限については、従来どおり二年または三年といいたしました。

第四に、短期大学には、その実態に即して、学部を置かず学科を置くことといたしました。学科の設置廃止については、文部大臣の認可を受けることを要することといたしました。その適正を期するため、大学設置審議会に諮問することといたしております。

第五に、短期大学を卒業した者は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる」とし、また短期大学には大学院を置かず、短期大学の卒業者には学士の称号を与えないことといたしておりますが、これらの点については従来と全く同様であります。このほか、専攻科及び別科、教職員組織、教授会、研究施設の付置、名誉教授、公開講座等の大学に関する諸規定は、すべて短期大学にも適用することといたしました。

なお、現存の短期大学は、この法律による改正後の短期大学として設置されたものとみなし、また現に置かれていた学科については、あらためて文部大臣の認可を受けることを要しないことといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○久野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

同案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○久野委員長 この際三木喜夫君から発言を求められておりますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 教育会館建設協力財団に関するところの資料を要求いたします。

その一つは事業計画書、運営方針書、二番目、建設協力募金額、三番目、同財団法人の昭和三十九年三月末日における収支現況、帳じり、この三つです。つまり教育会館の業務方法書、これに記載すべき事項、これは文部省がきめるようでありますので、その内容、それを出していただきたいと思っております。

それから、これは要望ですが、この次教育会館法を審議する場合に、教育会館建設協力財団の理事長天野貞祐氏の出席を求めたいと思っております。そういうことを要望いたします。

○久野委員長 ただいま三木君から御要望の資料提出については、委員長といたしましても善処いたしたいと存じます。

なお、天野貞祐氏の出席要求につきましては、理事会において御協議願いたいと存じます。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

昭和三十九年四月四日印刷

昭和三十九年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局